第 387 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

- 1. 開催日時 令和5年8月22日 14時00分~15時20分
- 2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
- 3. 通知年月日 令和5年8月9日
- 4.告示年月日 令和5年8月9日
- 5. 出席者

(委 員)植木 忠勝、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、水主川 澄男、 部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄

(事務局)太田事務局長、市山事務局次長、大崎係長

- 6. 欠席者 なし
- 7.傍聴者 なし
- 8.議題 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) 第2号議案 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について(諮問)
- 9. その他
- 10.議事

(14時00分開始)

事務局

ただ今より、第 387 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局

本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 1 4 5 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、第 1 号議案及びその他において説明をするため、対馬振興局 水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。 対馬振興局水産課 中村主事でございます。

会長「それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「豊田委員」と「阿比留委員」にお願いします。

会 長 | 今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) 第2号議案 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について(諮問) その他となっております。

会 長 それでは、第1号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきまして、その後 説明いたします。

(諮問文朗読)

なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。

(局水産課より概要説明)

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

なし。

会 長

他にご意見等ございませんか。ご意見等ないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

会 長

ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

続きまして、引き続き、第2号議案「共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その 後説明いたします。

まず、資料P8をご覧ください。

(諮問文朗読)(事務局から説明)

審査については1件ごとに行うこととなっておりますので、個別に審査結果を説明させていただきますが、本日は時間も限られておりますので、この審査表に沿って関係漁協毎に漁場計画番号と免許申請者、区画漁業権については漁業種類を読み上げ、免許申請の結果をご説明させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会 長

ただいま、事務局から、第2号議案の説明について、漁協ごとに免許申請の結果を報告する旨、説明がありましたが、この説明方法にご異議ありませんか。

会 長

他にご意見等ございませんか。

事務局

ありがとうございます。

それでは共同漁業権の申請結果からご説明いたします。

(第2号議案の説明を開始)

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。

神田委員 共同漁業権で対共 24 号と 25 号ここは申請しないと言うことですが、対共は 40 号まであるが、これが変わると何かあるか。

事務局 番号自体は空き番号となりますので、共同漁業権の方の番号がずれると言うことはございません。

委員 ないんですね。もう一点いいですか。そしたらその共同漁業権、ここは何にもないと。介藻類とかは何もない訳か。

阿比留委員 | ぶり飼い付けでしたからね。

事務局 今お話しがあったところは、ぶり飼い付けとなっておりまして、資料の漁業連絡図の方を見て頂きたいと思うんですが、資料47Pをお願い致します。お話が出ておりました対共の24号25号につきましては、対共23号のほぼ区域の中に含まれるような形のぶり飼い付けの区画となっておりまして、こちらの方が申請がされない場合でも特に他の所に影響があるようなことにはなっておりません。

会 長 よろしいですか。

委員 はい。

会 長 | 他にご意見ございませんか。

ご意見等ないようですので、第2号議案「共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許(諮問)」の答申のとりまとめを行います。

国の技術的助言に基づき、事務局から漁業権ごとに説明があり、審査していただきましたが、答申のとりまとめについては、漁業権の種類ごとに分けて採決することとしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし

会 長 ご異議もないようですので、提案のとおりで答申のとりまとめを行いたい と思います。

会 長 まず共同漁業について、関係する共同漁業、対共計第1号~23号、26~40号、以上38件につきましては、いずれも適格性があるとして免許して 差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

会 長 ご異議もないようですので、共同漁業権 38 件につきましては、いずれも 適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、定置漁業について、答申をとりまとめます。

会 長 対定計第1~3号、5~14号、以上13件につきましては、いずれも適格性 ありとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございません か。

委員 | 異議なし

会 長 ご異議もないようですので、定置漁業権 13 件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、区画漁業について、答申をとりまとめます。

会 長 第 1 種藻類養殖業が対区計第 500~542 号、800~801 号。

第 1 種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)が第 1000~1030 号、第 1032~1037 号、第 1039~1056 号、第 1500~1501 号。

第 1 種くろまぐろ小割式養殖業が第 1300~1329 号、1800 号。第 1 種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)が第 2000~2045 号、第 2500~2503 号。

第 1 種真珠養殖業が第 3000 ~ 3016 号、第 3019 ~ 3032 号、第 3034 ~ 3119 号、 第 3122 ~ 3126 号、第 3500 ~ 3501 号。

第1種あこや貝垂下式養殖業が第4000~4076号、第4500~4504号。

以上 389 件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

委員 | 異議なし

会 長 ご異議もないようですので、区画漁業、藻類養殖業 45 件、くろまぐろを除く魚類小割式養殖業 57 件、くろまぐろ小割式養殖業 31 件、あこや貝を除く介類垂下式養殖業 50 件、真珠養殖業 124 件、あこや貝垂下式養殖業 82 件。計 389 件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 以上、第2号議案「共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について(諮問)」の共同漁業38件、定置漁業13件、区画漁業389件について、いずれ も適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することに決定しました。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。 続きまして、「その他」といたします。

会 長 | 委員の皆様、県から何かございませんか。

会 長 それでは、以上をもちまして、第 387 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。